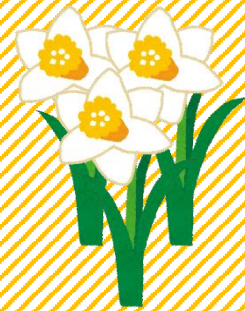


# 高齢者等(60歳以上)の 補聴器



## の購入費を一部助成します



川越町では、聴力機能の低下による日常生活に支障のある高齢者の閉じこもりや認知機能の低下を防ぎ、社会参加及び地域交流を促進することを目的に補聴器購入費の一部を助成します。専門医や認定補聴器技能者等と一緒に補聴器購入前からの適切な診断と相談によって、快適に補聴器を使い続け、聞こえの改善による日常生活や社会参加を支援します。

助成額 上限 **22,000** 円  
(補聴器購入費の2分の1以内の額)

### 助成を受けることができる方

**すべてに該当する方が対象になります。**

- 申請日時点で川越町内に住所を有し、かつ居住している満60歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方  
(医師が装用の必要性を特に認める場合はこの限りではありません。)
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 指定医(※1)により補聴器の装用効果があり必要と認められた方(医師意見書)  
※1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により都道府県知事が定める聴覚障害の指定医
- 過去5年間、この制度で助成を受けたことがない方



### 注意事項

- ・ **申請前に購入された補聴器は助成対象となりません。**
- ・ 集音器やレンタル費、付属品のみ購入費、部品の交換及び調整等は対象外です。
- ・ 医療機関の受診・検査費用、文書料等は自己負担になります。
- ・ 対象となる補聴器は、指定医の診断に基づき『認定補聴器専門店』または「認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店」(※2)から購入したもののみです。

※2 公益社団法人テクノエイド協会が審査・認定する認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店

問い合わせ

川越町役場 福祉課  
三重郡川越町大字豊田一色 280 番地  
電話:059-366-7116

申請手続きの詳細は  
裏面をご覧ください。

# 申請から助成までの手続きの流れ

## 注意事項！

※申請から購入及び請求までは、同一年度内に終わってください。  
※購入前に申請してください。

## 1 申請書類の入手

川越町役場 福祉課または川越町ホームページから申請書、医師意見書の様式を取得する。

## 2 医療機関の受診

医療機関を受診し、医師から医師意見書の記入を受ける。

- ※医師意見書は、令和8年4月1日以降の日付で、6か月以内のものに限ります。
- ※身体障害者福祉法第15条第1項の規定する医師(聴覚障害)に限ります。
- ※医療機関を受診した結果、助成の対象とならない場合があります。



## 3 販売店に相談し見積書作成依頼

補聴器販売店にて、医師意見書に基づいた見積書の作成を依頼する。

※見積書の宛名は、助成対象者としてください。

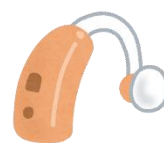
※補聴器販売店は、「認定補聴器専門店」もしくは「認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店」に限ります。



## 4 助成申請書を提出

次の書類のすべてを川越町役場 福祉課へ提出する。

- ① 助成申請書
- ② 医師意見書
- ③ 補聴器の見積書とその内訳
- ④ ③の見積書の内容が分かる書類(パンフレット、カタログ等)



## 5 補聴器の購入

町から助成決定通知書が届いたら、見積書の作成を依頼した補聴器販売店で補聴器を購入する。

※領収書の宛名は助成対象者としてください。

## 6 助成金の請求・受領

次の書類のすべてを川越町役場 福祉課へ提出し、助成金を指定口座で受領する。

- ① 実績報告書兼請求書
- ② 領収書又は領収書の写し

申請書類・  
請求書類の提出先

川越町役場 福祉課  
〒510-8588 三重郡川越町大字豊田一色 280 番地  
電話: 059-366-7116